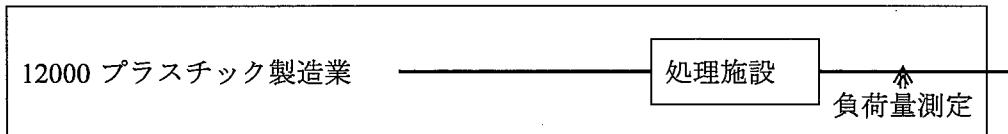


## 資料 8

### 汚染状態の測定結果が環境大臣が定めたC値の範囲の上限を超過することについて

都府県は環境大臣が定めた範囲においてC値を設定することとされているが、事業者は特定排出水の濃度が都府県により定めたC値の範囲内になるよう処理施設を管理することが求められる。



上図のような排水系統の事業場について、下表では、測定した汚染状態がC値を超過しているが(⑦>①)、測定水量が届出最大水量を下回っており(⑧<②)、結果として総量規制基準違反となっていない。

業種 コード	環境省 Co 値		①△県 Co 値	②届出 最大水量 m <sup>3</sup> /日	③ ①× ②/1000 kg/日	届出水質 mg/L		実測水質 mg/L		⑧実測 最大水量 m <sup>3</sup> /日
	下限	上限				④通常	⑤最大	⑥平均	⑦最大	
12000	30	<u>40</u>	<u>40</u>	5000	200	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>50</u>	3000

備考 1 : ③が総量規制基準値である。

2 : 実測最大負荷量は⑦50×⑧3000／1000 = 150 kg／日である。

この場合、「処理前の負荷の小さい工程が一時的に休止し水量が減少したため、処理後汚染状態が増加したが、当該工程が稼働すれば水量が増加し濃度が改善される」等の合理的な理由があればよいが、そのような合理的な理由がなければ次の(1)、(2)の対象となる場合がある。

#### (1) 改善措置命令(法第13条第3項)

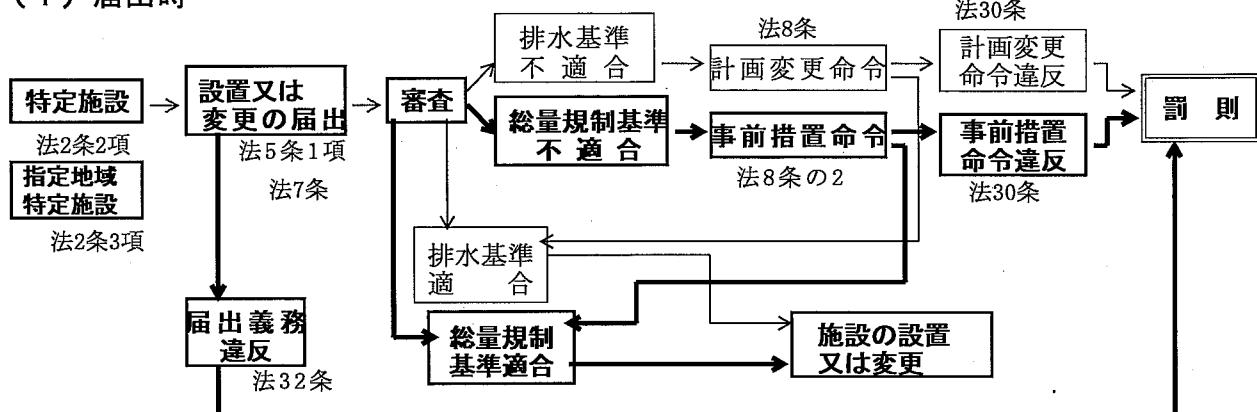
届出は事業者の意思の表れであり、実測水量が届出水量を下回っていたとしても、事業者は届出水量を排出する意思がある。したがって、C値を超過する濃度のまま水量が増加することにより違反のおそれがあるのであれば、改善措置命令の対象となり得る。

#### (2) 届出違反(法第5条または第7条違反)

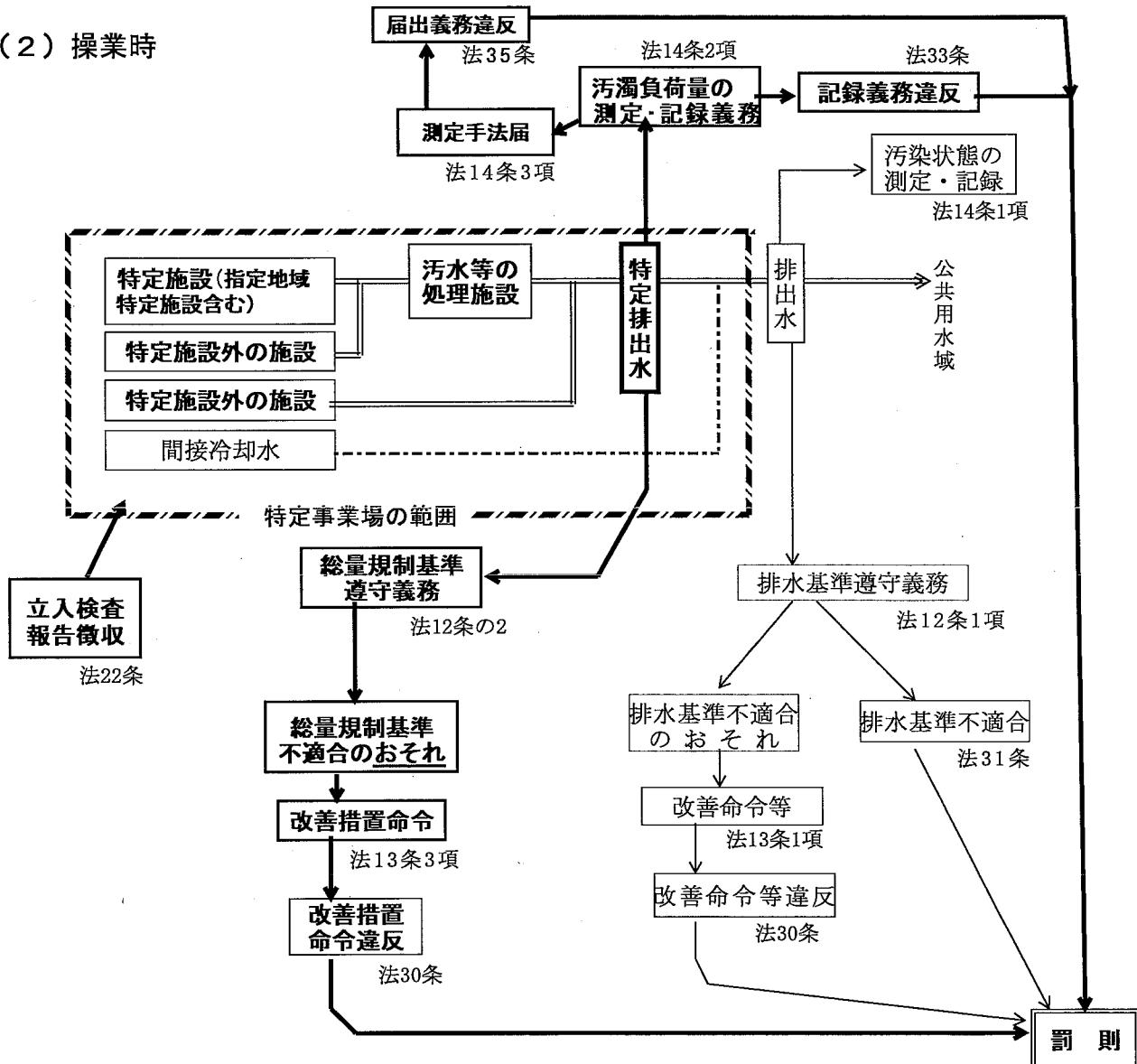
本例では処理後濃度40 mg/lで水質汚濁防止法届出審査を行っており、届出値もその範囲内である。実測値(⑥及び⑦)が届出値(④及び⑤)を上回り、形式上届出違反である。

## 総量規制基準に係る水質汚濁防止法の適用関係

### (1) 届出時



### (2) 操業時



太字が総量規制基準に係る事項である。